

平成29年5月31日

各組合員の皆様へ

鹿児島木材産業協同組合  
代表理事 柴立 鉄彦

### 定期健康診断助成金の支給について（お知らせ）

時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。日頃は組合の業務運営等にご協力いただき深く感謝いたしております。

さて、福利厚生事業として、従来から組合員及び従業員の皆様の定期健康診断受診経費の助成金支給事業を実施したところですが、今年度も同様に定期健康診断助成金支給事業を実施いたします。つきましては、下記の要領により定期健康診断助成金を支給いたしますのでご利用方よろしく申し上げます。

#### 記

#### 1 対象者

社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用事業所であり、鹿児島木材産業協同組合の組合員であること。なお、受診者は組合団地内の事業所に勤務する者となります。

#### 2 健診時期等

平成29年3月1日から平成30年2月28日の間の原則1回に限るものとします。ただし、平成29年3月1日から平成29年3月31日に受診された方で、平成30年2月28日までに受診された場合、2回まで対象となります。

#### 3 対象健診機関

鹿児島木材産業協同組合団地内の医療機関での受診を助成対象とします。

#### 4 対象健康診断

事業者が労働安全衛生法の規定に基づき実施する従業員等(事業主及びその家族を含む)の定期健康診断とします。オプションによる項目を含むものとし、入社時健康診断及び人間ドッグは対象外とします。

#### 5 助成金の申請

別紙「定期健康診断助成金支給申請書」にご記入のうえ、健診機関の発行する領収証（原本）を添付して、当組合事務所に提出してください。

#### 6 助成金額

健康診断受診経費の10%（予算の範囲内）以内の額を平成30年3月末に支給します。

#### 7 申請期日

平成30年3月2日(金)までとします。

○ 申請用紙は、鹿児島木材産業協同組合ホームページ (<http://www.kamokusan.or.jp>) にも掲載してあります。